平成２４年（フ）第１１７号
福岡県大牟田市小浜町47番地１　県営住宅小浜第２団地２棟110号
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７３号
北海道滝川市泉町286番地25
債務者　野田真由美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
新潟県新発田市新富町３丁目４番８号
債務者　関　　裕美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１８３号
長崎県大村市宮小路２丁目626番地
債務者　網　孝志郎
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
長崎県諫早市幸町63番７号
債務者　松本慶福こと禹慶福こと　松本　　慶
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１号
長崎県大村市武部町395番地４　コーポアメニス105、前住所長崎県佐世保市保立町12番１号　馬渡ハイツ101号
債務者　平澤　美子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２号
長崎県諫早市泉町15―21　前田アパート203号、前住所長崎県諫早市福田町１番10　301号　村田ビル
債務者　松竹　光信
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３号
長崎県大村市三城町1293番地２、前住所長崎県大村市武部町403番地４
債務者　松尾　晃一
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月28日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第４号
北海道小樽市星野町５番４号　第二博愛コーポ
債務者　櫛引　　瞬
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第８７号
宮城県白石市斎川字方光坊５番地
債務者　小室　幸三
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２５年（フ）第１号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡４丁目４番13号パレ・エクセランＰＡＲＴⅡ203号
債務者　泉谷　　透
1　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第２５３号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目14番16号
債務者　野澤　　博
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５４号
茨城県土浦市荒川沖東２丁目14番16号
債務者　野澤惠美子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８号
茨城県石岡市茨城３丁目６番12号　福田住宅
債務者　野口　正裕
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０３号
茨城県石岡市石岡14038番地２　紺谷アパート、前住所茨城県石岡市国府５丁目３番31号
債務者　紺谷　　優
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０４号
茨城県つくばみらい市小絹152番地７
債務者　中村　　勲
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２３８号
長野県松本市渚２丁目８番38号
債務者　服部　美香（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月29日まで　長野地方裁判所松本支部